

災害時要援護者の方々を 地域で見守る活動のために 訪問しています



地域の自治会町内会や自主防災組織では、地震などの災害発生時に備え、日頃から住民同士の顔の見える関係づくりをすすめています。横浜市(南区役所)から「災害時要援護者名簿」の提供を受け、災害時要援護者の方々の見守り活動に取り組んでいます。

災害時要援護者とは・・・

災害が起きた時に、避難行動等に支援が必要と考えられる方です。

横浜市では、特に避難行動が困難と考えらえる方のうち、地域による災害時要援護者支援への活用に同意した方を掲載した「災害時要援護者名簿」を作成し、協定を締結した地域（自治会町内会等）に提供しています。地域では、平時からの見守り・支えあい（共助）の取組に名簿を活用しています。

■「災害時要援護者名簿」の対象となる方■

横浜市（南区）に住民登録があり、在宅で生活していて、次の①～④のいずれかに該当する方

- ①介護保険の認定を受けている方のうち
 - ・要介護3以上の方
 - ・一人暮らし高齢者または高齢者世帯でいずれも介護保険の認定を受けている方
 - ・認知症のある方
- ②障害者総合支援法のサービスの支給決定を受けている身体・知的障害者の方、難病患者の方
- ③視覚障害者、聴覚障害者及び肢体不自由者のうち、身体障害者手帳1～3級の方
- ④療育手帳（愛の手帳）A1・A2の方

※上記の方のうち、地域が行う支援への活用に同意した方の名簿を地域に提供しています。

※この取組は、災害に備え、日頃から住民同士の顔の見える関係づくりをすすめること
が目的です。災害時に必ず助けがくるという制度ではありませんのでご了承ください。

■災害時要援護者名簿等に関するお問合せ・このチラシの内容について■

南区役所高齢・障害支援課 TEL:045-341-1136 FAX:045-341-1144

自治会町内会、自主防災組織等名：



「自助」・・・災害に備えましょう

災害は、いつ・どこで発生するかわかりません。
まずは、**自分や家族を守るための備えや行動（自助）**が大切です。

生活必需品の準備

水・食料

飲料水（1人3日分で9リットルが目安） 食料※（クラッカー、缶詰、レトルト食品など）
※食物アレルギーのある方は、自分に適した食料等を備蓄しましょう。

貴重品

現金 預貯金通帳 印鑑 健康保険証 運転免許証 マイナンバーカード など

日用品・生活用品

携帯ラジオ 懐中電灯 軍手 歯磨用品 タオル モバイルバッテリー
ウェットティッシュ 手指消毒液 ガスコンロ・カセットボンベ
トイレパック（1人3日分で15個が目安） など



その他…ご自身やご家族にとって必要なものを用意しましょう

例：紙おむつ、めがね・コンタクトレンズ、いつも飲んでいる薬、お薬手帳、障害者手帳、介護食など

緊急連絡先・避難場所の確認

記入して、すぐに分かる所に保管しておきましょう。

緊急時の連絡先	名 前	電話番号
家族・親類・友人など		
通っている施設・担当ケアマネジャーなど		
()		

震度5強以上の地震発生時の避難場所：

◎自宅が無事だった場合は、無理に避難せず、自宅で過ごしましょう。

情報の収集

横浜市 防災情報ポータル（横浜市webサイト）

災害の状況や避難指示・避難所開設状況などを掲載しています。

横浜市 防災情報ポータル



横浜市 防災情報Eメール

防災緊急情報をEメールで配信するサービスです。避難情報などをいち早くお届けします。空メールを送信すると、登録案内メールが届きます。

bousai-yokohama@coussmail-entry.cous.jp

横浜市 防災情報Eメール



「共助」…日頃から住民同士の「顔の見える関係」づくり

災害が起きた時は、**ご近所同士の助け合い（共助）**が大きな力となります。
日頃から隣近所や地域の人との「顔の見える関係」を作ることが大切です。

「挨拶を交わす」「地域が実施する防災訓練や行事に参加する」「自治会町内会に加入する」など、ご近所とのつながりを持ちましょう。

